

広島市告示第457号  
令和4年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン祇園

(2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目464番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	別棟東側	9台
2	店舗棟南東側	17台
3	店舗棟1階	78台
	合 計	104台
	届出台数	83台

※ 駐車場総収容台数104台の内83台を来客用の届出台数とする。

(変更後 1 (1 期工事完成時))

No.	位 置	収容台数
1	別棟東側	9 台
2	店舗棟北東側	7 台
3	店舗棟 1 階	101 台
	合 計	117 台
	届出台数	83 台

※ 駐車場総収容台数 117 台の内 83 台を来客用の届出台数とする。

(変更後 2 (2 期工事完成時))

No.	位 置	収容台数
1	別棟東側	9 台
2	店舗棟北東側	7 台
3	店舗棟 1 階	101 台
4	駐車場棟 1 階	60 台
5	駐車場棟 2 階	57 台
6	店舗棟屋階	110 台
	合 計	344 台
	届出台数	163 台

※ 駐車場総収容台数 344 台の内 163 台を来客用の届出台数とする。

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	店舗棟南西側	20 台
2	店舗棟南東側	40 台
3	店舗棟北東側	42 台
	合 計	102 台

(変更後 1 (1 期工事完成時))

No.	位 置	収容台数
1	店舗棟北東側	47 台
2	店舗棟南東側	91 台
3	店舗棟南西側	14 台
	合 計	152 台
	届出台数	102 台

※ 駐輪場総収容台数 152 台の内 102 台を来客用の届出台数とする。

(変更後 2 (2 期工事完成時))

No.	位 置	収容台数
1	店舗棟北東側	47 台
2	店舗棟南東側	91 台
3	店舗棟南西側	14 台
4	駐車場棟 1 階南側	214 台
5	駐車場棟 1 階北東側	40 台
	合 計	406 台
	届出台数	174 台

※ 駐輪場総収容台数 406 台の内 174 台を来客用の届出台数とする。

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位 置	面 積
1	店舗棟北側	45.6 m <sup>2</sup>
2	店舗棟南西側	216.4 m <sup>2</sup>
	合 計	262 m <sup>2</sup>

(変更後 (1 期工事完成時))

No.	位 置	面 積
1	店舗棟 2 階北西側	238 m <sup>2</sup>
2	別棟東側	24 m <sup>2</sup>
	合 計	262 m <sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

No.	位 置	容 量
1	店舗棟北側	21.6 m <sup>3</sup>
2	店舗棟西側	16.2 m <sup>3</sup>
3	店舗棟西側	7.2 m <sup>3</sup>
4	店舗棟西側	7.2 m <sup>3</sup>
5	店舗棟西側	7.2 m <sup>3</sup>
6	店舗棟西側	7.2 m <sup>3</sup>
7	店舗棟西側	4.0 m <sup>3</sup>
	合 計	70.6 m <sup>3</sup>

(変更後 (1期工事完成時))

No.	位 置	容 量
1	店舗棟 2階西側	48 m <sup>3</sup>
	合 計	48 m <sup>3</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

No.	出入口の数	位 置
1	3箇所	出入口No.1：敷地東側
		出入口No.2：敷地南側
		出入口No.3：敷地南西側
合 計	3箇所	

(変更後 (1期工事完成時))

No.	出入口の数	位 置
1	2箇所	出入口No.1：敷地東側
		出入口No.2：敷地南西側
合 計	2箇所	

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

No.	荷さばき可能時間帯	備考
1・2	午前6時00分から 午後5時00分まで	

(変更後(1期工事完成時))

No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前6時00分から 午後10時00分まで	
2	午前0時00分から 午後12時00分まで	24時間

4 変更年月日

(1期工事完成時変更事項) 令和5年5月6日

(2期工事完成時変更事項) 令和5年11月1日

5 届出年月日

令和4年9月5日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年9月9日から令和5年1月9日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年1月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課